センターだより
しもの
令和６年１月１０日　　第１９号

下野地区市民センター
電　話　059-337-0001
ＦＡＸ　059-336-2006
下野地区まちづくり委員会事務局(センター２階)
電　話・FAX　059-338-0600
（ホームページアドレス）
https://simono.org

謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

下野地区市民センター

下野地区まちづくり委員会

下野地区ホームページ講習会を開催します

ホームページを利用することで、他団体の方たちとの交流も深まります。地域で活動している団体のみなさん、ぜひ ご参加ください。

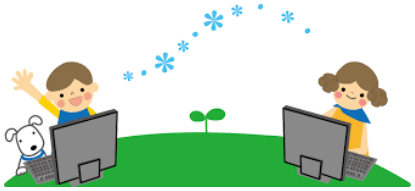

◆日　　時　　１月１５日（月）１９：３０～
◆場　　所　　下野地区市民センター　２階　教室
◆申　込　み　　不要
◆問い合わせ　　下野地区まちづくり委員会事務局（市民センター２階）
平日　９：００～１６：００（１２：００～１３：００休み）
電話・FAX　059-338-0600
ホームページアドレス　https://simono.org

回覧										

羽津小学校・楠小学校・笹川小学校・下野小学校・水沢小学校
給食パートを募集（3月上旬からの勤務です）

◇募集職種　小学校給食調理員（給食パート）
◇業務内容　給食調理、運搬、後片付け、調理場清掃など
◇勤 務 日　給食実施日等（春・夏・冬休みは勤務なし）
◇勤務時間　８：３０～１５：１５（労働時間６時間）
※下野小学校　８：４５～１５：３０（労働時間６時間）
◇時 間 給　1,０７０円（通勤距離が片道２ｋｍ以上の場合、通勤費を別途支給）
◇そ の 他　羽津小学校及び笹川小学校勤務の場合、他の学校の調理員の欠勤状況等により他の市内小学校に勤務することがあります。社会保険加入あり。
◇申 込 み　応募を希望される方は、教育総務課（電話 059-354-8236）に電話のうえ、履歴書を提出してください。書類選考のうえ、面接を実施します。
◇応募期間　２月８日（木）～２月２９日（木）

保育無料券申請のご案内

保育無料券とは、２人目以降の子どもを出産した後の、保護者の心身の負担を軽減するため、市内の認可保育園・こども園で実施する**一時保育及び市内病児保育室で実施する病児保育を、上の子が２回まで無料で利用できる券**のことです。保育無料券を受け取るには、交付申請をしていただく必要があります。

申請はこちらから➡

＜申 請 方 法＞
①または②のいずれかの方法により申請
①市ホームページ上の「保育無料券　申請フォーム」から申請
②所定の申請書を郵送または、直接、こども未来課（総合会館３階）へ提出
※申請書は、こども未来課、各地区市民センターまたは市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）にあります。また、市ホームページからダウンロードもできます。

＜対　象　者＞
市内在住の産婦で、２人目以降の子を出産し、生まれた子の兄・姉（小学生までの子）を養育している人

市ホームページはこちらから➡

＜利 用 期 間＞
保育無料券を受け取った日から、出産月の１２か月後の月末まで
●一時保育（未就学児が利用できます）
※保育園・こども園（保育認定）に通園している場合は利用できません
※幼稚園に通園している場合は、土曜日や長期休暇などに利用できます
●病児保育（小学生までの子が利用できます）
※保育園、幼稚園、認定こども園、小学校などに通園または通学している子が対象です。
※病児回復期にあり、通園または通学が困難であり、保護者の勤務などの都合により、家庭での育児が困難である場合に利用できます。

＜利用方法等＞　★詳細は市ホームページをご確認ください★

●一時保育の予約・利用方法
園によって異なるため、各園にお問い合わせください。
※利用するには、事前登録が必要です
●病児保育の予約・利用方法
病児保育予約受付システム「あずかるこちゃん」で利用予約を行ってください。

【問 い 合 わ せ】こども未来課　電話　059-354-8069

市県民税の申告が始まります

◎詳しくは「広報よっかいち」１月下旬号別冊をご覧ください。

《市県民税の申告》

会　　場	期　　日	時　　間
下野地区市民センター	2月7日（水）・8日（木）	９：３０～１４：３０
市役所２階　市民税課	3月１３日（水）～１５日（金）	９：００～１６：００

◆申告相談日以前（２月５日～３月１２日）に、申告相談のために市民税課（市役所２階）へお越しいただくことはご遠慮ください。

◆**申告会場での混雑緩和について**

可能な限り市民税・県民税申告書は必要書類を添付の上、郵送などで市役所へご提出ください。作成した申告書は、郵送か地区市民センター経由で提出することができます。申告書の作成方法、必要書類については、「市民税・県民税の手引き」を参考にしてください。

また、混雑緩和のために、申告相談時の医療費控除の明細書や収支内訳書の作成は出来かねます。医療費控除の明細書や収支内訳書が事前に作成されていない場合、申告会場内のスペースなどでご自身で作成していただきますので、事前に自分で作成して申告会場へお越しください。

◆**所得税の確定申告書は税務署へ提出してください。**

所得税の確定申告書は、ご自宅などのパソコン・スマホで作成することができます。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

《所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の確定申告》

会　　場	開設期間	時　　間
ユマニテクプラザ３階 鵜の森１丁目４－２８	２月１６日（金）～３月１５日（金） （土曜・日曜・祝日は除く）	９：００～１７：００

※申告会場は、前年度での「じばさん」から変更となっておりますので、ご注意ください。
※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
◆会場では基本的にご自身のスマホで申告していただきますので、来場の際にはスマホやマイナンバーカード（発行時に設定した２つのパスワードが必要です。）をお持ちください。
◆確定申告会場の混雑緩和のため、入場整理券を活用して会場内へご案内することを予定しています。確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

【問い合わせ】
◆市県民税について…
市民税課　電話　059-354-8132　FAX　059-354-8309
ホームページ　http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/index.html
トップページの「市民の方へ」から「税金」→「市・県民税」をクリック
◆所得税の確定申告について…
四日市税務署　電話　059-352-3141
国税庁ホームページ　http://www.nta.go.jp/

スマホサポート人材（ボランティア）育成のための教室を開催します

スマートフォンの基本的な使い方やLINE、Zoomの使い方などを学び、身近で困っている人に教えられるようになってみませんか。受講後は、今後市が開催するスマホ教室などにアシスタントとしてご参加いただいたり、身近で困っている人に教えてあげたりすることをお願いします。（これらの活動は強制することはございません。）

■開催予定

場　所	日　時	
	１日目	２日目
川島地区市民センター	１月１５日（月）	２月　５日（月）
八郷地区市民センター	１月１８日（木）	１月１９日（金）
四郷地区市民センター	１月２５日（木）	１月２６日（金）
三重地区市民センター	１月２９日（月）	２月　２日（金）

■内容および時間割

１日目	９：30～10：30	電源の入れ方、ボタン操作方法など（Android）
	10：45～11：45	電源の入れ方、ボタン操作方法など（iphone）
	13：15～14：15	カメラの使い方、アプリのインストール方法(Android)
	14：30～15：30	カメラの使い方、アプリのインストール方法(iphone)
２日目	９：30～10：30	インターネットの使い方、スマートフォンを使う 上での注意点
	10：45～11：45	LINEの使い方
	13：15～14：15	Zoomの使い方
	14：30～15：30	市のLINE公式アカウントの使い方、市の電子申請システムの使い方

■定員：各回先着７名まで　■費用：無料　■対象者：どなたでも参加できますが、**上記のいずれかの２日間ともに参加できる方を対象とします。**

■持ち物：特になし（教室は貸出用スマートフォンを使いますので、スマートフォンをお持ちでない方でも参加できます）

【申込み・問い合わせ】

０５０－３３１７－１５４５（平日９：００～１８：００）

※お申込み・お問い合わせの際はお問い合わせ番号［５１５３］をお伝えください。

市民税・県民税
（第４期）

納期限は **１月３１日(水)** です